資金移動業者の口座への賃金支払いが可能に ~賃金の支払い方法に関する労働基準法施行規則の改正~

今般、「労働基準法施行規則の一部を改正する省令(2022年11月28日)」が公布され、労働基準法施行規則(第7条の2:賃金の支払方法)に、従来から認められていた銀行口座と証券総合口座に加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者(※1)(以下「指定資金移動業者」)口座への賃金の支払いが追加された(2023年4月1日施行)。これは、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化を背景とし、いわゆる賃金のデジタル払いを可能とするものである。

企業が賃金のデジタル払いを行うにあたっては、<u>対象となる労働者や賃金の範囲などについて労使協定を締結したうえで、労働者の本人同意を取得する必要</u>がある。加盟組合においては、企業が賃金のデジタル払いの導入を検討する場合、賃金の安全・確実な支払いを確保する観点から、その必要性や組合員の希望などを検討し、そのうえで、労使協定を結ぶ場合には、企業が労働者に賃金のデジタル払いを強要することがないよう確認する必要がある。

(※1) 資金移動業者とは、銀行以外の業者で、送金や振込といった為替取引を行うことができる業者を指す。

## <指定資金移動業者口座への賃金支払いにあたり必要な手続き>

#### 【STEP1】労使協定の締結

✓ 労働組合または労働者の過半数を代表する者と、①対象となる労働者、②対象となる賃金とその金額、③実施開始時期などについて労使協定を締結。

# 【STEP2】労働者への賃金支払い口座の選択肢の提示

✓ 資金移動業者口座への賃金支払いを強制することはできず、資金移動業者口座のみを提示することも禁止。労働者が銀行口座又は証券総合口座への賃金支払も併せて選択できるよう提示。

#### 【STEP3】労働者への説明

✓ 銀行との違いや具体的な仕組み(口座の上限額や破綻時の補償、アカウントの有効期限)などを労働者に説明。説明は資金移動業者が代わりに行うことも可。

## 【STEP4】労働者の同意取得

✓ STEP3を踏まえ、労働者が資金移動業者口座への支払いを希望する場合、同意書を会社側に提出。

# <指定資金移動業者の要件>※次の①~⑦すべて満たすことが必要

- ① 破産等に速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
- ② 口座残高の上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えても速やかに100万円以下にするための仕組みを講じていること。
- ③ 不正利用などで労働者に損失があった時に、その損失を補償する仕組みを有していること。
- ④ 最後に決済など取引した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。
- ⑤ 口座資金を1円単位で現金化でき、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく現金化ができること。また、 口座への資金移動が1円単位でできること。
- ⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況と財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制があること。
- ⑦ ①~⑥の他、賃金支払業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力があり、かつ、十分な社会的信用があること。

## <参 考>

・厚生労働省ホームページ「資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03\_00028.html
※関係法令、Q&A等を掲載。今後、周知用資料、指定資金移動業者一覧などを追加予定

(政策政治局 秋山)